

各務原市における
いじめの防止等のための基本的な方針

平成27年8月
各務原市

目次

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な認識	1
1 基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの理解	2
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめの早期対応	3
(4) 家庭や地域との連携	3
(5) 関係機関との連携	3
II いじめの防止等のために各務原市が実施する施策	4
1 基本的な方針の策定	4
2 組織等の設置	4
(1) 「各務原市いじめ問題対策連絡協議会」	4
(2) 「各務原市いじめ問題対策委員会」	4
(3) 「各務原市いじめ問題再調査委員会」	4
3 いじめの防止等に向けた具体的な施策	5
(1) 各務原市における関係機関と連携した体制の整備	5
(2) いじめの未然防止	5
(3) いじめの早期発見・早期対応	6
(4) インターネットによるいじめへの措置	7
(5) 特別な支援を必要とする児童等に対する配慮	7
(6) 教職員の資質向上	8
III いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	8
1 学校いじめ防止基本方針の策定	8
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	8
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	9
(1) いじめの未然防止	9
(2) 早期発見	10
(3) いじめへの対処	10

Ⅳ 重大事態への対応	・・・・・・・・・・	11
1 市教育委員会又は学校による対処	・・・・・・・・・・	11
(1) 重大事態の発見	・・・・・・・・・・	11
(2) 重大事態の報告	・・・・・・・・・・	11
(3) 重大事態の調査	・・・・・・・・・・	11
(4) 調査結果の提供及び報告	・・・・・・・・・・	13
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	・・・・・・・・・・	13
(1) 「各務原市いじめ問題再調査委員会」による再調査	・・・・・・・・・・	13
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	・・・・・・・・・・	13
Ⅴ その他いじめの防止等のための対策に関する事項	・・・・・・・・・・	14

□ 用語の定義

〔学校〕	各務原市立学校設置条例（昭和39年条例第9号）第2条第1項に規定する小学校，同条第2項に規定する中学校及び同条第3項に規定する特別支援学校をいう。
〔児童等〕	学校に在籍する児童又は生徒をいう。
〔保護者〕	児童等に対し親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。
〔関係機関〕	警察，中央子ども相談センター，医療機関，地方法務局，市少年センター，地域住民その他児童等のいじめの防止等に関係する機関及び団体をいう。
〔教育委員会〕	県及び市教育委員会をいう。
〔中央子ども相談センター〕	児童福祉法に基づいて，岐阜県により設置されている児童相談所をいう。